



ふれあうまごころ
たがわ信用金庫
<https://www.tagawashinkin.co.jp>



うまごころいそがし
あなごのなご...



C O N T E N T S

ごあいさつ	2
地域貢献ディスクロージャー	3
当金庫の概要	5
金融ADR制度への対応	8
総代会	10
トピックス	14
営業のご案内	17
資料編	20
索引	44
店舗一覧	45

地域に築きあげた
実績と信頼。
皆様と共に、
これからもまっすぐに
歩みつつけます。



理事長
中藤 保弘

皆様には、平素から当金庫に対して格別のお引き立てを賜り、心から厚くお礼申し上げます。

さて、国内の新型コロナウイルス感染状況はピーク時に比べ、落ち着きを見せておりますが、まだ以前のような生活環境には戻っておりません。

その中で、当金庫と致しましては、引き続き感染防止に努めるとともに新型コロナウイルス感染症により影響を受けた地元企業等に対し、適切な金融支援に取り組んでいるところでございます。

一刻も早いコロナウイルスの感染が終息することを願いますとともに、皆様のご健康を心よりお祈り致します。

なお、本年も当金庫の経営方針や業績の推移などを取りまとめたディスクロージャー誌を作成致しましたので、ぜひともご高覧の上、これまで以上に信頼いただき、より身近な金融機関として田川信用金庫をご利用いただければ幸いに存じます。

今後も地域の皆様により一層親しまれる信用金庫を目指し、地域に築きあげた実績と信頼を礎として、皆様と共にこれからもまっすぐに歩みつつけるとともに、地域密着型金融の具体的施策を実施し、お客様の満足が得られる様、地域金融機関としての社会的使命を自覚し経営基盤の強化と安定及び地域社会の持続的発展の為に役職員一同、努力邁進する所存でございます。

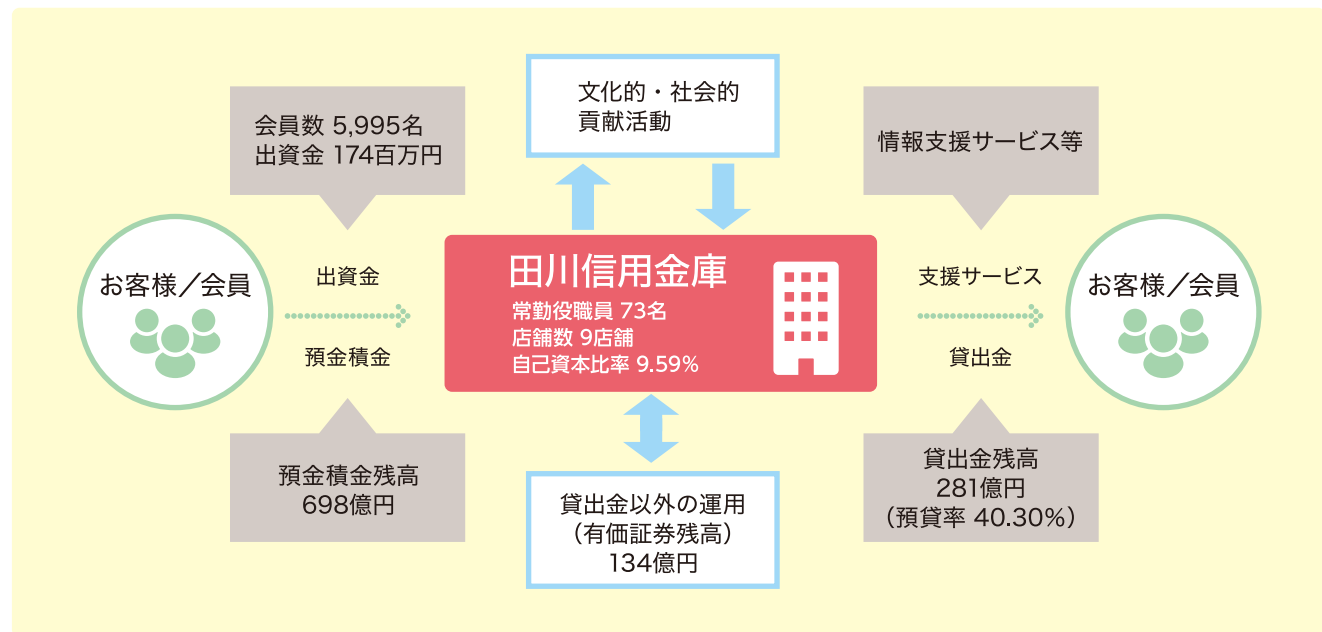
何卒、今後とも変わらぬ、ご支援とご協力を賜ります様、お願い申し上げます。

令和4年7月

地域貢献ディスクロージャー

当金庫は、田川・行橋地域を主な事業区域として、地元の中小企業者や住民の皆様が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念とし運営されている相互扶助型の金融機関です。

地元のお客様からお預かりした大切な資金(預金や積金)は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民の皆様との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。



1 お客様の預金・積金について

当金庫は、お客様の着実な資産づくりのお手伝いをさせていただいております。お客様の大切な財産の運用を目的や期間に応じて選択いただけますよう各種預金を取り揃えております。

→当金庫の商品は本誌17頁をご覧ください。

2 貸出金

お客様からお預りいただいた預金・積金につきましては、出資者である会員の皆様への融資を基本として、地元中小企業の健全な発展と地域社会の繁栄に向けて、小口多数利用者の原則に基づく融資を心掛けております。

→当金庫の商品は本誌17頁をご覧ください。

3 貸出金以外の運用

当金庫はお客様からお預りした預金・積金を、ご融資以外の他に有価証券による運用も行っております。有価証券の運用は、国債等の債券を主体とし安全性第一を心掛けております。

4 今期決算に関する事項

地域経済をとりまく環境は依然厳しく、本業である貸出金等による収益が伸び悩むなか適切なリスク処理を実施した結果、当期決算では業務純益65百万円、当期純利益100百万円を計上しました。今後も一層の経営の合理化・効率化を図り安定的な収益確保の向上に努めてまいります。

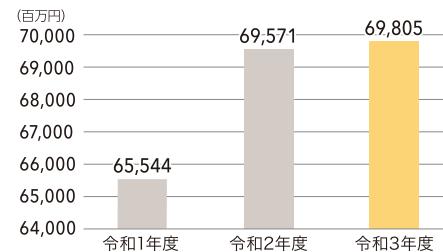
→詳細は20頁からの資料編をご覧ください。

5 文化的・社会的貢献活動

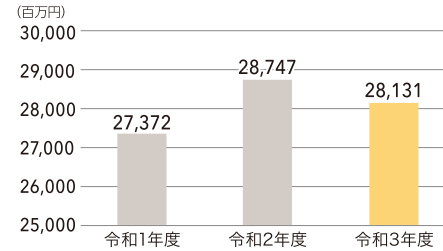
当金庫は、地域社会の一員として、地域の祭事やボランティア活動に積極的に参加しております。

⇒本誌15頁をご覧ください。

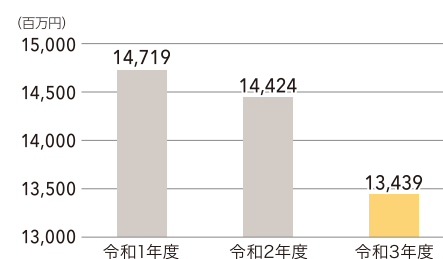
預金・積金残高



貸出金残高



有価証券残高



中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 ～中小企業の経営支援に関する取組方針～

当金庫は、中小企業の方々ととりまく経営環境が厳しさを増す現在、業績低迷に苦慮しているお客様と親身になって相談し、業績、財務内容について一歩踏み込んだ分析を行い、打開のための改善策、経営改善へのアドバイスをするなど、金融面だけでなく、生きた支援を心掛けております。

● 地域密着型金融の具体的施策の進捗状況(令和3年度)

(1) ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化

項目	具体的な取組み	進捗状況(令和3年4月～令和4年3月)
創業・新事業支援	渉外活動における情報網を駆使し創業・新事業資金を支援してまいります。	5先に対して実行ベースで14百万円の支援を行っております。
経営改善策	日常の営業活動を通じて取引先企業との対話を重視し必要な改善策を継続的に講じてまいります。	経営改善支援先として令和3年度は5先取組んでおります。
事業再生支援策	・福岡県中小企業経営強化支援協議会並びに認定支援機関定例会等を通じ外部の専門家によるコンサルティング機能の発揮に努めてまいります。 ・新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響を踏まえて返済条件の緩和等に弾力的に対応してまいります。	令和3年4月1日以降37件の条件変更の申込みを受付けております。

(2) 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

項目	具体的な取組み	進捗状況(令和3年4月～令和4年3月)
不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資の徹底	・経営者保証ガイドラインに基づき実施してまいります。 ・福岡県信用保証協会の各種保証制度をはじめ、同協会との協調による支援を継続的に実施してまいります。	・保証人未徴求での取組実績は、78件745百万円(内、福岡県信用保証協会付43件162百万円)となっております。 ・保証人の解除の取組実績は、4件116百万円となっております。
融資審査態勢の強化等人材の育成	各種研修会等への積極的参加により目利き能力の向上等あらゆる知識の取得に努めてまいります。	令和3年度中に次の研修会等に参加しております。 ・「九州北部しんぎん事業承継ネットワーク」連絡会(4月・7月・1月) ・筑豊地域中小企業支援協議会(創業支援研修会)(8月) ・経営改善・事業承継・M&A部会(8月) ・「事業復活支援金」連絡会(1月) ・地域経済好循環拡大推進会議(1月)

(3) 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

項目	具体的な取組み	進捗状況(令和3年4月～令和4年3月)
顧客からの評価を業務に反映する取組み態勢等	お客様満足度アンケート調査を継続的に実施してまいります。	令和4年1月に実施しております。
多様な金融サービスの提供	・販路拡大支援等の各種金融サービスを提供してまいります。 ・公式Instagramの開設準備を行い、今後地域情報を発信してまいります。	・令和3年11月にしんぎん合同商談会に参加、当金庫の取引先6社が出店致しました。 ・当庫ホームページ上に「地域でがんばる企業紹介」としてコーナーを設け、取引先のセールスポイント等を掲載し、取引先の販路拡大の一環として取組んでおります。 ・当金庫公式Instagramの開設、地域情報の発信に取組んでおります。
異業種交流会の実施	地域の活性化の中心的担い手である当庫の取引先で構成する「田川信用金庫信友会」による各行事の機会を通じて情報交換を行ってまいります。	地域の活性化の中心的担い手である信友会員による行事は、新型コロナウイルス感染拡大抑止の為、すべて中止となりました。なお、信友会本部役員による会議は感染防止対策を行い、定期的に開催致しました。

● 経営者保証に関するガイドラインへの取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

なお、令和3年度に当金庫において、新規に無保証で融資をした件数は78件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は35.77%、保証契約を解除した件数は4件、同ガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)は0件です。

当金庫の概要

● 概 要

設 立 1948年(昭和23年) 8月16日
本 店 所 在 地 福岡県田川市大字伊田3557番地8
店 舗 9店舗
会 員 数 5,995名
純 資 産 2,761百万円
常勤役職員数 73名

● 経営理念

田川信用金庫は地域金融機関として、広く金融サービスを通じてお客様に信頼され、お役に立てるしんきんとして地域社会の繁栄に貢献する。

● 経営方針

地域金融機関として地元発展への貢献を第一と心掛け、地域住民との共存共栄を図りながら顧客ニーズに応え、一層の基盤拡充を目指し、徹底した目標管理により本業収益を確保するとともに職員の資質向上をはかり経営の安定性、健全性、将来性、効率性を追及する。

● 役 員 令和4年6月21日現在

理 事 長	中藤 保弘	理 事	二神 正光	常 勤 監 事	杉本 幸治
常 務 理 事	二場 道明	理 事	高 霧 享一	員 外 監 事	鬼丸 昌広
常 勤 理 事	重光 睦和				
常 勤 理 事	田中 修治				

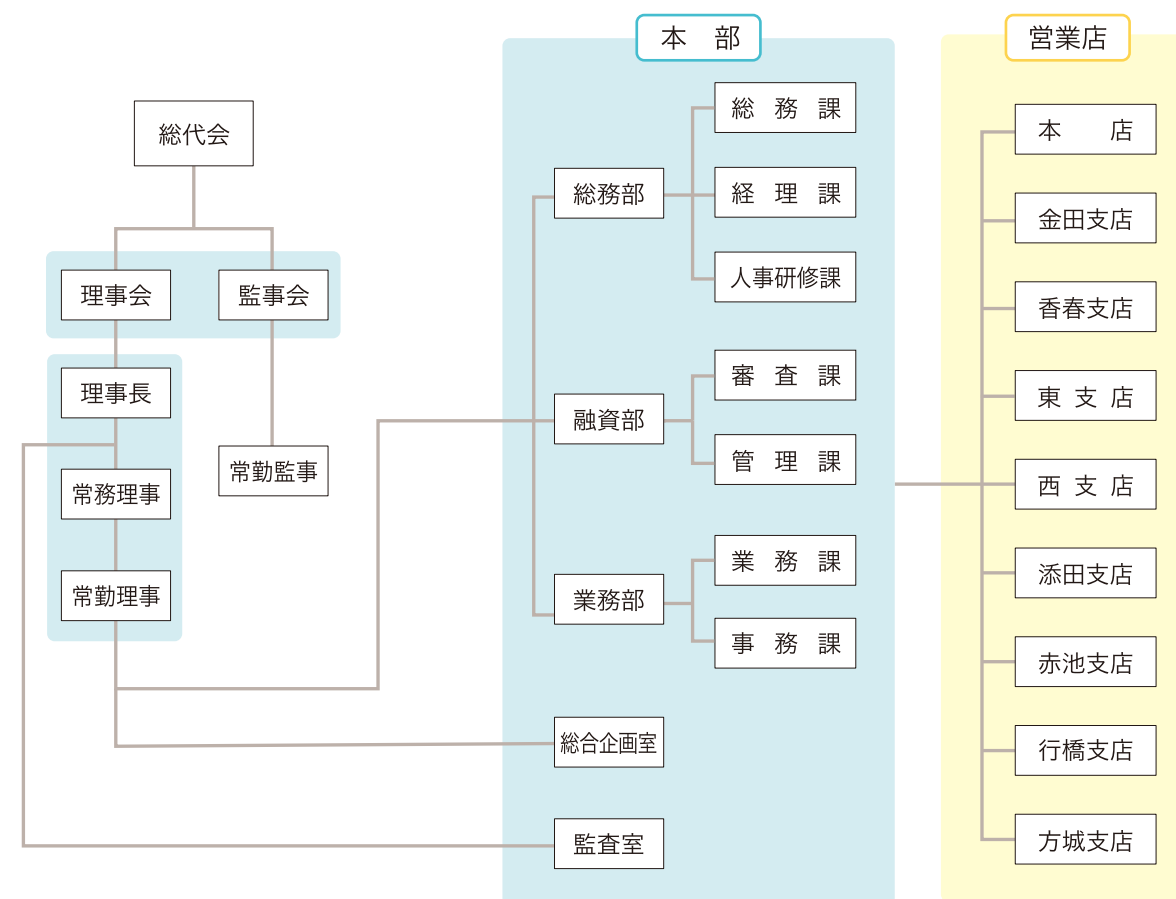
● 会計監査人 令和4年6月30日現在

福地公認会計士事務所 公認会計士 福地 昌能

● 金庫の主要な事業内容

預金業務	当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、譲渡性預金等を取り扱っております。
貸出業務	(1)貸 付 手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。 (2)手形の割引 銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形等の割引を取り扱っております。
有価証券投資業務	預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。
国内為替業務	送金為替、当座振込及び代金取立等を取り扱っております。
附帯業務	(1)代理及び媒介 信金中央金庫 (2)代理業務 地方公共団体の公金取扱業務、(株)日本政策金融公庫等の代理業務 (3)保護預り及び貸金庫業務 (4)債務の保証 (5)公共債の引受 (6)国債等公共債の窓口販売 (7)保険商品の窓口販売(保険業法第 275 条第 1 項により行う保険募集) (8)スポーツ振興くじの当せん金払戻業務 (9)電子債権記録業に係る業務

● 組織図



● コンプライアンス(法令等遵守)体制

コンプライアンス(法令等遵守)とは、各種法律をはじめ当金庫の諸規程、ならびに確立された社会規範やルールを厳格に遵守することです。法令等の違反は当金庫の信用を著しく失墜させるだけでなく、内容によっては処罰を課せられ企業としての存続が失われることもあり得る重要な問題です。

信用金庫は一般企業にも増して公共性が高く、法令等遵守については当然のことであり、当金庫の最重要課題の一つとして制度、運営の充実を図っていきます。

信用金庫は信用金庫法をはじめ各種法令等の適用を受けております。地域金融機関として、地域の皆様から真に信頼を頂くために信用金庫の意思決定機関である理事会が法令等遵守に係る基本方針及び遵守基準を策定し、役職員全員が守るべき行動規範を明確にして業務を遂行して参ります。

● マネー・ローンドリング及びテロ資金供与対策

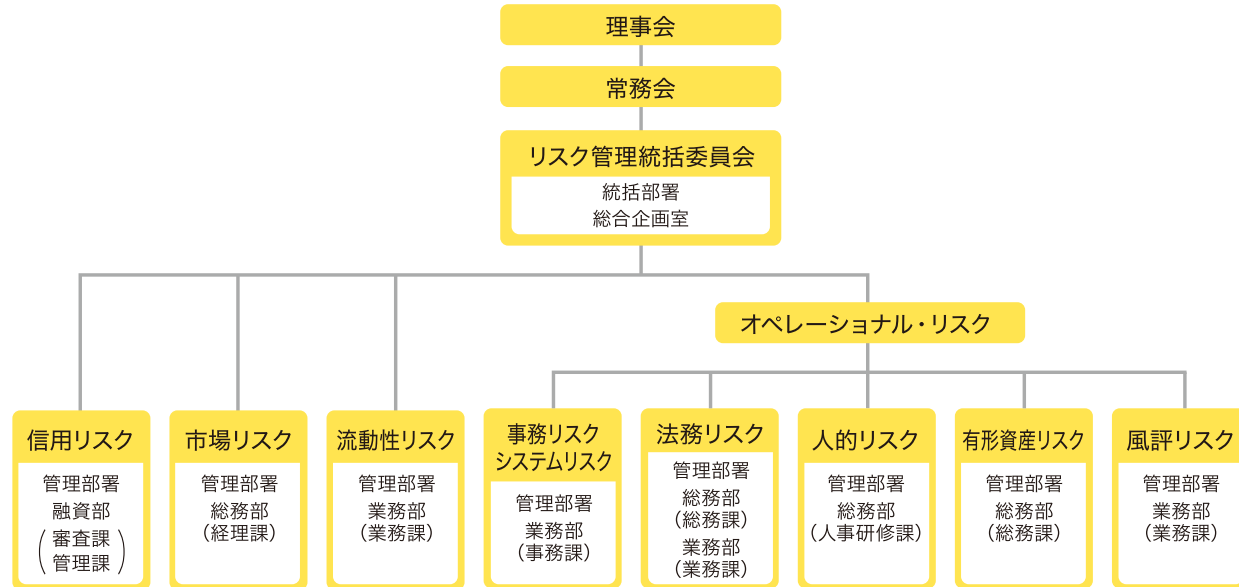
当金庫は、マネー・ローンドリング及びテロ資金供与の防止を経営上の最重要課題の一つとして位置づけ、「マネー・ローンドリング及びテロ資金供与対策ポリシー」を公表するとともに、適用される関係法令ならびに「マネー・ローンドリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等を遵守し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築して参ります。

● リスク管理体制

1. リスク管理の基本方針

当金庫では各種業務の執行に伴い発生するさまざまなリスクを正しく把握し、かつ金融情勢の変化に対応できるようリスクを統合的に管理することによって、健全性の確保と収益性の向上を図るため次のような管理体制を整備しております。

2. 管理体制



信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が毀損あるいは消滅し、当金庫が損失を被るリスクのことです。当金庫では与信取引にかかる信用リスクを適正に把握し、適切なリスク管理を行うことによって、資産の健全性を維持・確保することとしています。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、市場流動性リスクと資金繰りリスクをいいます。市場流動性リスクとは、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、損失を被るリスクのことです。また、資金繰りリスクとは、必要な資金が確保できなくなり資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利で資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクのことです。当金庫では、市場流動性の状況を適切に把握し対応するとともに、当金庫の資金調達・運用構造に則した適切かつ安定的な資金繰り体制を確立しています。

● 「個人情報の保護に関する法律」に対する対応

当金庫は、個人情報に関する基本方針（プライバシーポリシー）を公表するとともに、個人情報取扱事業者として「個人情報の保護に関する法律」およびその他の関連法令等に基づき、個人情報の保護に努めます。

ホームページ <https://www.tagawashinkin.co.jp>

金融ADR制度への対応

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、チラシ等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は45～46ページ参照）または業務部業務課（電話：0947-42-4040）にお申し出ください。

〈当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要〉

- ① 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
- ② 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
- ③ 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。
- ④ 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」や「九州北部地区しんきん相談所」等でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記業務部業務課にご相談ください。

〈しんきん相談所〉

	全国しんきん相談所（一般社団法人 全国信用金庫協会）	九州北部地区しんきん相談所（一般社団法人 九州北部信用金庫協会）
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7	〒812-0016 福岡市博多区博多駅南1丁目10-4 第二博多倍成ビル3階
電話番号	03-3517-5825	092-481-8815
受付日時	月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く）9:00～17:00	信用金庫営業日 9:00～17:00
受付媒体	電話、面談、手紙	電話、面談、手紙

- ⑤ 福岡弁護士会のほか、東京三弁護士会等が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、上記当金庫連絡先「業務部業務課」または上記「しんきん相談所」へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

また、東京三弁護士会等ご利用の場合は、①現地調停としてお近くの弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、テレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、②移管調停として当事者間の同意を得たうえでお近くの弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し手続きを進めることができます。

〈福岡県弁護士会仲裁センター等〉

	天神弁護士センター	北九州法律相談センター	久留米法律相談センター
住 所	〒810-0004 福岡市中央区渡辺通5-14-12（南天神ビル内）	〒803-0816 北九州市小倉北区金田1-4-2（北九州弁護士会館内）	〒830-0021 久留米市篠山町11-5（筑後弁護士会館内）
電話番号	092-741-3208	093-561-0360	0942-30-0144
受付日時	月～金曜日 9:00～19:00 土、日、祝日 9:00～13:00	月～金曜日 9:30～12:00 13:30～15:30	月～金曜日 10:00～11:30 13:00～16:00

〈東京三弁護士会等〉

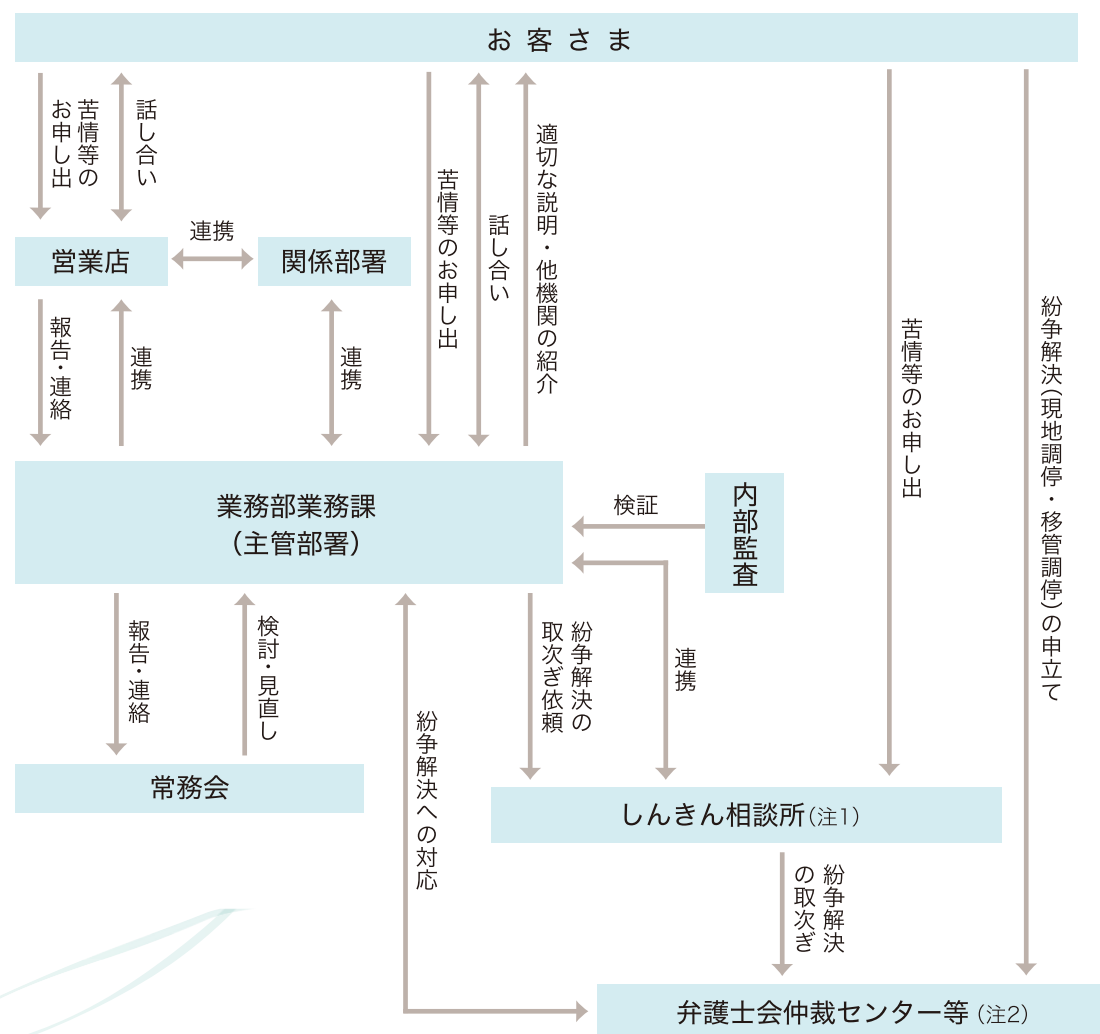
	東京弁護士会紛争解決センター	第一東京弁護士会仲裁センター	第二東京弁護士会仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日時	月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 9:30～12:00、13:00～15:00	月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 9:30～12:00、13:00～17:00

- ⑥ 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

- (1) 営業店および各部署に責任者をおくとともに、業務部業務課がお客さまからの苦情等を受け、適切な対応に努めます。
- (2) 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署および業務部業務課が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます（または当金庫コンプライアンス委員会とも連携して解決を図ります）。
- (3) 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続の進行に応じた適切な説明を業務部業務課から行います。
- (4) お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。

- (5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- (7) 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- (8) 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9) お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。
- (10) 苦情等への取組体制



(注1) しんきん相談所
・全国しんきん相談所
・九州北部地区しんきん相談所

(注2) 弁護士会仲裁センター等
・福岡県弁護士会仲裁センター等
・東京弁護士会紛争解決センター
・第一東京弁護士会仲裁センター
・第二東京弁護士会仲裁センター

総代会

1 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、ひとり一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することになります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、利用者満足度調査や役職員による日々の訪問活動を実施するなど日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

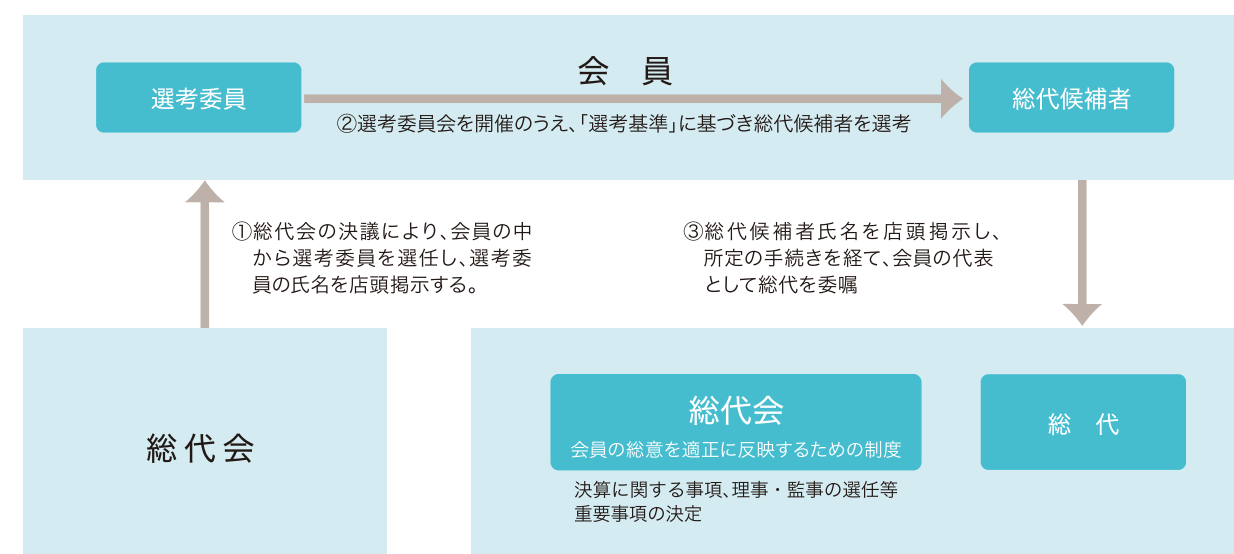
2 総代とその選任方法

- (1) 総代の任期・定年・定数
 - ・総代の任期は3年です。
 - ・総代の定年は満70歳です。（選任時満70歳未満であること）
 - ・総代の定数は40人以上70人以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。
 なお、令和4年6月30日現在の総代数は47名です。
- (2) 総代の選任方法

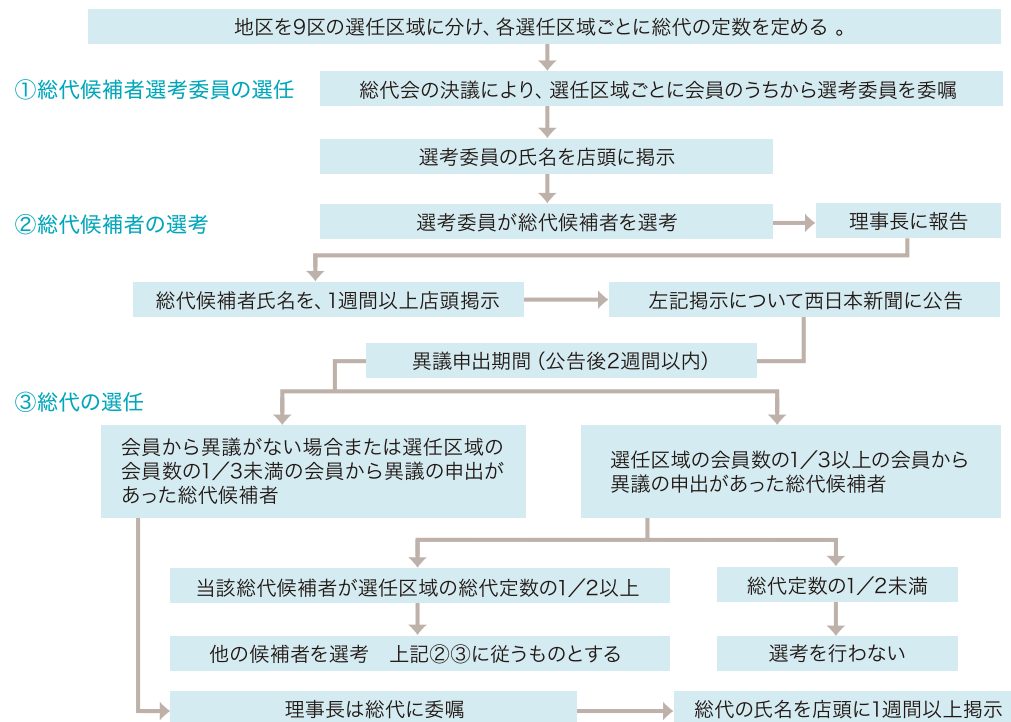
総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て行われます。

 - ①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
 - ②選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
 - ③上記②により選考された総代候補者を会員が信任する。（異議があれば申し立てる）
- (3) 総代候補者選考基準
 - ①資格要件
 - ・当金庫の会員である方
 - ・就任時点で満70歳未満の方
 - ②適格要件
 - ・総代としてふさわしい見識を有している方
 - ・良識をもって正しい判断ができる方
 - ・人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している方
 - ・その他総代候補者選考委員が適格と認める方

総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するために開かれた制度です。



3 総代が選任されるまでの手続きについて



第74期 通常総代会決議事項

令和4年6月21日に開催された第74期通常総代会において次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり了承されました。

報告事項

- (1) 第74期（令和3年4月1日～令和4年3月31日）業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告
- (2) 店舗移転（店舗内店舗）の件

決議事項

第1号議案：第74期剰余金処分案承認の件 第2号議案：監事選任の件

● 総代名簿（敬称略・順不同） 令和4年6月30日現在

本店地区	原田 篤⑧ 浦野 義弘⑥ 中島 昭⑥ 柏木 正國⑤ 重藤 和己⑤ 津島 潔⑤ 橘 常太郎⑤ 笠原 祐仁③ 古賀 和光③ 堀 弘道② 永原 譲太郎② 水上 太① 荒巻 崇穂①
金田支店地区	植田 久稔⑥ 池田 昇⑤ 桑野 秀幸⑤
香春支店地区	秋田 哲⑤ 中井 利巳⑤ 梅林 和弘⑤ 緒方 正憲④ 伊藤 浩司③ 山本 浩①
東支店地区	江頭 賢助⑤ 諸隈 達也⑤ 溝口 雅靖⑤ 魚島 一彦⑤ 佐竹 信介② 尾崎 行人② 長原 仁② 高山 友良① 中山 雄輔①
西支店地区	井手上 剛⑨ 梶原 義勝⑥ 亀川 寿⑥ 梶原 孝文⑤ 富田 公嗣⑤ 鎌谷 昌幸⑤ 黒岩 桂司⑤ 福山 盛次郎② 浅地 裕太郎①
添田支店地区	迫 卓司⑤
赤池支店地区	秋元 克之⑤ 香月 博道②
行橋支店地区	大場 直俊③ 野村 和宏②
方城支店地区	仲村 信之② 岩崎 徳浩②

（注）丸数字は平成10年以降の総代の就任回数であります。

総代の属性等別構成比

職業別：法人役員75%、個人事業主23%、個人2%

年代別：60代54%、50代37%、40代9%

業種別：建設業28%、卸・小売業26%、製造業9%、不動産業9%、その他サービス業9%、専門・技術サービス業7%、医療・福祉7%、飲食サービス業4%、その他1%

（注）業種別の構成比は法人役員及び個人事業主に限っております。

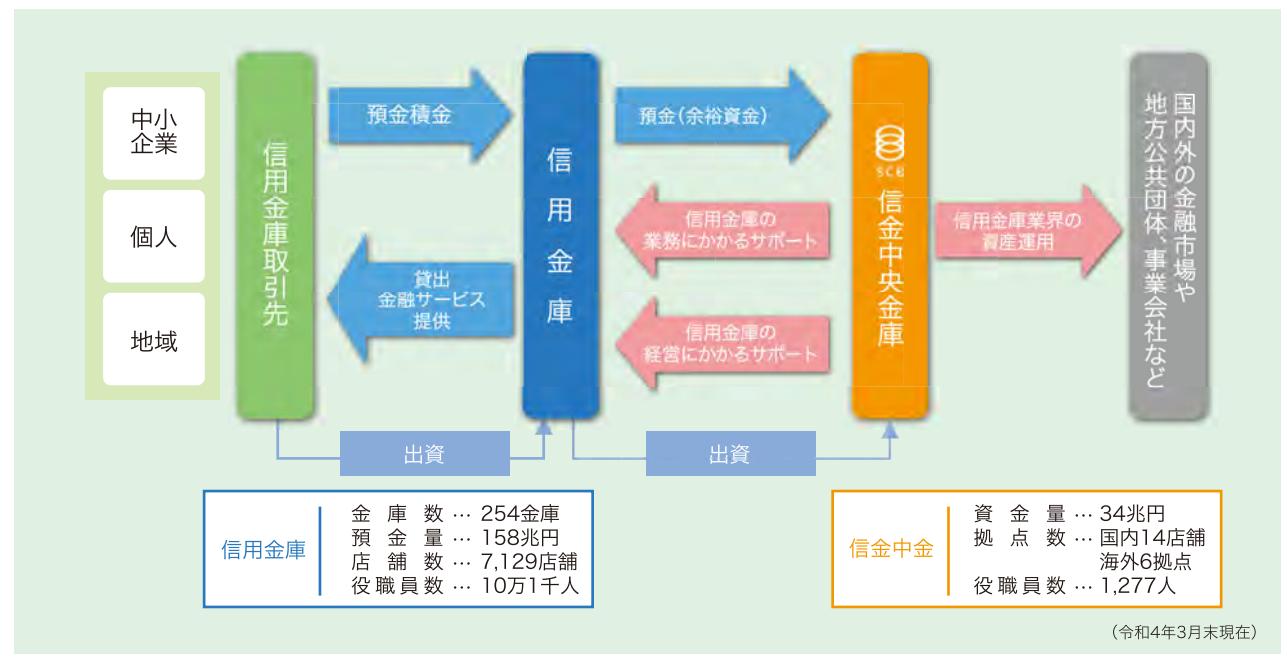
信金中央金庫のご案内

信金中央金庫（略称：信金中金）は信用金庫のセントラルバンクです。

信金中央金庫（略称：信金中金）は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関であり、信用金庫の中央金融機関として1950年に創立しました。

さまざまな金融商品・サービスを提供しているほか、全国の信用金庫から預け入れられた豊富な資金を国内外の金融市場における有価証券投資や事業会社などへの貸出により運用しています。

また、信金中金は、「地域の課題を解決する機能」、「信用金庫のセントラルバンク機能」および「機関投資家としての機能」を有しており、地域社会の皆さまに質の高いサービスを提供することで、地域におけるさまざまな課題を解決し、信用金庫とともに持続的な成長を目指しています。



信金中金の機能

①「地域の課題を解決する機能」、②「信用金庫のセントラルバンク機能」、③「機関投資家としての機能」という3つの機能を有しています。

1 地域の課題を解決する機能

信用金庫がお客さまのために行っている多様な業務をサポートし、顧客ニーズの多様化・高度化に信用金庫が迅速に対応できるよう、中小企業のビジネスマッチングや海外展開、個人の資産形成や相続、地域創生やフィンテックの活用などに取り組んでいます。

2 信用金庫のセントラルバンク機能

信用金庫の収益力向上や健全性確保などに向けて、信用金庫のセントラルバンクとして、コンサルティング機能のさらなる強化や信用金庫業界のサイバーセキュリティ対策のほか、信用金庫経営力強化制度等の適時・適切な運営を通じて、信用金庫業界の信用秩序の維持に万全を期しています。

3 機関投資家としての機能

全国の信用金庫から預け入れられた預金や金融債を発行して調達した資金を、国内外の金融商品や事業会社などへの貸出により運用しています。また、グローバルに投融資を行っている金融グループとして持続可能な社会の実現に向け、ESG投融資等を推進しています。

クローバーしんきんグループ



クローバーしんきんグループの活動

『クローバーしんきんグループ』は福岡、筑豊地区の4金庫(田川・飯塚・遠賀・福岡)を構成メンバーとして、平成22年6月1日に発足しました。

私たちは、加盟各金庫の独自性を尊重しつつ、相互の連携を深めていくことにより、場合によっては、1金庫ではなしえない総合的金融サービスをも提供させていただき、地域の経済、社会に貢献することを目指しています。

クローバーしんきんグループの取組み状況

商品の共同開発と販売 (協調融資)

それぞれの金庫単独では応じがたい大規模の需要について、協調融資による対応を推進していきます。

その他 (支店長合同研究会の定期開催)

すでに開催しています「理事長意見交換会」、各金庫の役員による「役員意見交換会」、各金庫の課長による「業務研究会」に加え、グループ内における営業手法などの共有化を目指し、合同「支店長研究会」を定期的に開催しております。

なお、今後の取組みとしては、事務用品やその他備品の共同調達による、グループ内金庫のコストダウンの実施や、事務処理・各種帳票の統一化による効率化の促進を図るほか、お客様への安定的な融資を目指した新商品の開発を行うなど、地域の活性化に向けた様々な取組みを図ってまいります。



4金庫参加の福岡地区信用金庫協会野球大会



トピックス

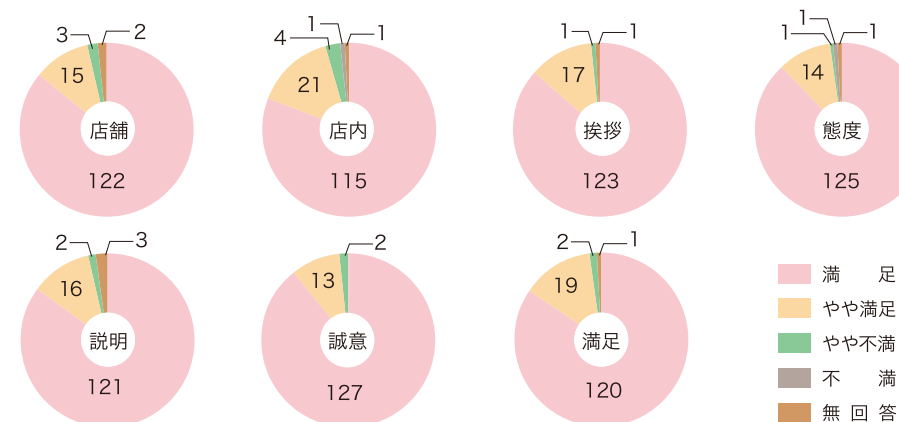
お客様の利便性向上を図る取組みによるアンケート調査

お客様の利便性を図る目的として、お客様の声を聞くアンケート調査を令和4年1月17日(月)から令和4年1月21日(金)まで実施し、結果は下記のとおりになりました。

また、お客様からいただきましたご意見を今後の金庫運営に反映させ、より一層お客様にご満足いただける金庫として、取り組んで参ります。

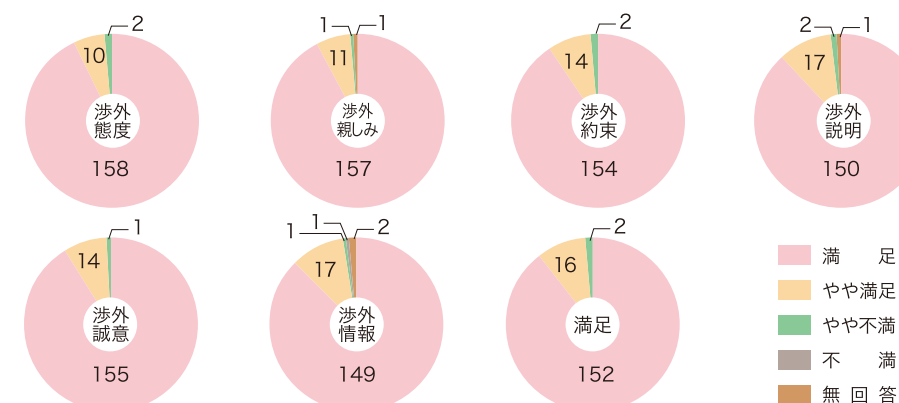
●店舗(窓口担当者の接客態度や店舗の清掃等)

	店 舗	店 内	挨拶	態 度	説 明	誠 意	満 足
満 足	122	115	123	125	121	127	120
やや満足	15	21	17	14	16	13	19
やや不満	3	4	1	1	2	2	2
不 満	0	1	0	1	0	0	0
無 回 答	2	1	1	1	3	0	1
合 計	142	142	142	142	142	142	142



●渉外担当者(渉外担当者の接客態度や親しみやすさ等)

	渉外態度	渉外親しみ	渉外約束	渉外説明	渉外誠意	渉外情報	満 足
満 足	158	157	154	150	155	149	152
やや満足	10	11	14	17	14	17	16
やや不満	2	1	2	2	1	1	2
不 満	0	0	0	0	0	1	0
無 回 答	0	1	0	1	0	2	0
合 計	170	170	170	170	170	170	170



地域の活動やイベントに積極的に参加します。

創業以来常に皆様と共に、地域の暮らしに根ざした身近な金融機関として実績を重ねてまいりました私たちしんきんでは、常にふれあいを大切にして、お付き合いの和を広げていきたいと願います。新型コロナウイルスの影響で中止されておりますが、毎年盛大に開催される「川渡り神幸祭」への積極的な取り組みを始め、「ふる里かわら夏まつり盆踊り大会」、「I LOVE フクチフェスタ」など様々な地域行事への参加などを通して、地域の一員としての連帯と交流を深めています。
(※過去の写真も掲載しております。)

イベント

TAGAWAクロカン駅伝交流大会(1月)



田川信用金庫杯バレーボール大会(3月)



川渡り神幸祭清掃活動(5月)



LOVEフクチフェスタ(8月)



ふる里かわら夏祭り(8月)



TAGAWAコールマインフェスティバル(11月)



信金中央金庫「SCBふるさと応援団」を活用した田川市への寄附贈呈式



信金中央金庫の創立70周年記念事業の一環として実施する地域創生推進スキーム「SCBふるさと応援団」への田川市の「空き店舗活用補助制度を拡充しての創業・起業の創出事業」を推薦し、審査の結果、寄付金1,000万円が贈呈されることが決定し、令和4年3月3日(木)、田川市役所内において寄附金贈呈式が執り行われました。当金庫では、この事業を通じ、田川市と更なる連携を強化するとともに、地域創生に向けた取組みを加速させ、地域社会の活性化を目指してまいります。

しんきん
合同商談会
参加

ワイエスフード株式会社 様



株式会社鳥越ネットワーク 様



株式会社久保田商工 様



株式会社佐野畳屋 様



株式会社桑野商事 様



株式会社福智ブランドファクトリー 様



心をこめたサービスで、地域のみなさま

● 営業のご案内

《預 金》

当座預金

小切手、手形などをご利用いただける預金です。頻繁に出し入れする商店・会社の商用に最適です。

普通預金

おサイフがわりや帳簿がわりにお気軽にご利用いただけます。お取引先などからの振込口座に便利です。

無利息型普通預金(決済用預金)

預金保険制度により、全額保証されます。

- ・お利息はつきません。
- ・要求払い預金(出し入れ自由)です。
- ・決済サービス機能が付いています。

総合口座

1冊に普通預金・定期預金がセットされ、「ためる、使う、借りる」ができる万能通帳。イザという時には定期預金の90%、最高500万円まで自動的にご融資させていただきます。

貯蓄預金

一定の金額を最低残高とする預金です。10万円型と30万円型の2つの種類があり、利息もお得になっています。

通知預金

一時的にまとまった資金の短期運用に便利です。1週間たてば2日前のご通知でお引出しできます。

納税準備預金

納税資金を計画的に準備しておく預金です。

スーパー定期

1千万円未満の自由金利預金です。期間は1ヵ月～5年以内です。

大口定期預金

1千万円以上のまとまった資金の運用として1ヵ月～5年以内の期間でもっとも高利回りが期待できます。

期日指定定期預金

1年複利で増える有利な預金です。お預け入れ後1年経過すると1ヵ月前のご連絡で一部のお引出しもできます。

変動金利定期預金

6ヵ月ごとに市場実勢により金利が変更される定期預金です。

定期積金

毎月一定額を積立てて、計画的な財産づくりと豊かなライフプランの実現にお役立てください。

《融 資》

商業手形割引

商業手形等の割引をいたします。

手形貸付

仕入資金など短期運転資金をご融資いたします。

証書貸付

設備資金など長期資金が必要な時ご融資いたします。

当座貸越

一定のご契約額まで当座決済資金をご融資いたします。

住宅ローン

住宅の新築・購入・増改築・マンションの購入にご利用いただけます。

個人ローン

豊かな暮らしづくりのためにご利用ください。さまざまなプランの実現にお役に立ちます。

カーライフプラン

お車の購入、車検、修理、免許取得費用などにご利用ください。

教育プラン

ご入学金・授業料など学校に納める学費のほか、就学にかかる付帯費用などにもご利用いただけます。

カードローン

カード1枚で限度額範囲内であれば、必要な金額を必要な時にATMからご利用になれます。

リリーフエース、フリーローン・モア

ショッピング・レジャー、趣味など、お使いみちは自由。短期のプランにご利用ください。

たがわしんきん『頑張ローン』

お使いみちは自由。運転資金・設備資金・借換資金にもご利用いただけます。

代理業務と制度融資

信金中央金庫・(株)日本政策金融公庫・住宅金融支援機構などの代理業務と福岡県・田川市の制度融資を取り扱っております。

《その他》

個人向け国債

変動金利型10年満期と固定金利型5年満期、固定金利型3年満期があり、中途換金も可能。安心、手軽な国債です。

とともに歩みます。

● サービスのご案内

しんきんATMゼロネットサービス

しんきんキャッシュカードなら、全国どここのしんきんATMでも平日・土曜のご利用手数料が無料になりました。

ゼロネットサービスタイム

平日／8：45～18：00の入出金

土曜／9：00～14：00の出金

全国キャッシュサービス

全国の都市銀行・地方銀行・労働金庫など全国のキャッシュサービス提携金融機関及びゆうちょ銀行でご出金・残高照会ができます。

為替

当金庫の本支店をはじめオンラインで結ばれた全国各地の金融機関のご指定の口座へ振り込みができます。また、手形や小切手のお取立にご利用できます。

自動振替

電気・電話・ガス・水道・NHKなどの公共料金や各種の税金、社会保険料、高校授業料、火災保険、各種クレジットなどの自動振替のお取扱いをしています。

給与振込

給与やボーナスがお勤め先から直接あなたの口座に振り込まれますから、必要な時に必要なだけお引き出しができます。

自動送金サービス

家賃・駐車場料金・仕送りなど毎月決められたご指定日に、お客さまの口座からご指定の口座へ確実に振込代行いたします。

しんきんカード

(株)九州しんきんカードが発行するVISAカード、JCBカードをお持ちいただきますと国内および海外の加盟店でショッピングが楽しめます。

年金受取

一度のお手続きで、厚生年金・国民年金などが自動的に振り込まれます。

キャッシングサービス

VISA、JCBなど提携カード会社が発行するクレジットカードがキャッシュサービスコーナーでご利用できます。

テレホンバンキング

残高照会や振込などが電話1本でどこからでもご利用できます。お忙しい方にたいへん便利です。

インターネットバンキング

お手持ちの携帯電話やパソコンで、どこからでもご利用いただけます。インターネットに接続できるパソコン、携帯電話で残高照会、入出金明細照会、振込、振替がご利用いただけます。

デビットカードサービス

キャッシュカードでお買い物やご飲食のご利用代金を口座から即時に決済できます。特別な手続きをいただかなくても、お手持ちのキャッシュカードがそのままデビットカードとしてご利用いただけます。

スポーツ振興くじ(toto)の当せん金払戻業務

スポーツ発展のために発売しているスポーツ振興くじ(toto)で、サッカー Jリーグの試合結果を予想していただきますと、その当せん金を本店にて払戻しいたしております。

九州しんきんリース

機器設備など九州しんきんリース(株)がお客様に賃貸するシステムです。事務合理化などにメリットがあります。

しんきんグッドすまいる

住宅ローンをご利用されるお客さまに、安心もいっしょにお届けする住宅火災保険です。

個人年金保険

ゆとりある老後生活を送るための準備資金にご利用いただけます。

貸金庫

全自動の貸金庫で、お客様の大切な財産を安全にお預かりいたします。



主な手数料一覧

令和4年4月1日現在

内国為替	項目			自店内	本支店宛	他行宛	
	振込	窓口利用(電信)	3万円未満	110円	220円	660円	
			3万円以上	220円	440円	880円	
		窓口利用(文書)	3万円未満	—	—	440円	
			3万円以上	—	—	660円	
		A T M	現 金	3万円未満	110円	110円	440円
				3万円以上	220円	330円	660円
		キャッシュカード	3万円未満	110円	110円	330円	
			3万円以上	110円	220円	550円	
		自動送金サービス	3万円未満	110円	110円	440円	
			3万円以上	110円	330円	660円	
	テレホンバンキング	3万円未満	無 料	110円	330円		
		3万円以上	無 料	220円	550円		
	ホームバンキング	3万円未満	無 料	110円	440円		
		3万円以上	無 料	330円	660円		
	インターネットバンキング	3万円未満	無 料	110円	440円		
		3万円以上	無 料	330円	660円		
	ホームバンキング基本料(月額)				1,100円		
	法人インターネットバンキング基本料(月額)				1,100円		
	代金取立	手形		同地	他行普通	他行至急	
			440円	660円	1,100円		
	小切手	右記以外	広域交換3-1	個別取立	個別取立至急		
		無 料	440円	660円	1,100円		
組戻	振込・送金		1,100円				
	代手・担手・割手						
不渡手形返却料・取立手形店頭呈示料							

(注) 窓口でご入金の手形・小切手のうち、遠隔地を支払い場所とするものについては、代金取立手数料を申し受けることがあります。

預金関係	項目		単位	金額
	手形・小切手帳の発行	当座小切手帳	1冊	660円
		約束手形帳	1冊	880円
		為替手形帳	1冊	440円
	マル専口座	口座開設	1回	3,300円
		手形用紙	1枚	550円
	自己宛小切手発行		1枚	550円
	後見支援預金口座開設手数料		1口座	33,000円
	通帳証書キャッシュカード等再発行・ICキャッシュカード発行(再発行)		1件	1,100円
	ATM	当金庫カード使用	平日18時迄、土曜・日曜・祝日14時迄	無 料
平日18時以降、土曜・日曜・祝日14時以降			110円	
他行カード使用		平日18時迄、土曜14時迄	110円	
		平日18時以降、土曜14時以降、日曜・祝日は終日	220円	

諸証明書関係	項目		単位	金額
	預金・融資残高証明書	継続発行	1通	330円
		都度発行	1通	440円
	預金等取引明細		1口座	550円
	各種証明書		1通	550円
	顧客指定の用紙による各種証明書		1通	1,100円
	融資証明書		1通	11,000円
	個人情報開示		1先	1,320円

融資関係	項目		単位	金額	
	融資実行手数料		1件	1,100円	
	返済予定表再発行		1件	220円	
	カードローン		1枚	1,100円	
	不動産担保取扱	基本手数料	カード再発行		1,100円
			非事業性資金(設定1件につき)		33,000円
		追加手数料	事業性資金(設定1件につき)		55,000円
			複数の法務局で共同担保設定する場合	法務局が1ヶ所増える毎に1設定につき	11,000円
					11,000円
担保物件の追加設定			11,000円		
極度額の増額・減額		11,000円			

両替手数料

両替機による両替手数料	
両替後の合計枚数	手数料
1枚～49枚	無 料
50枚～500枚	100円
501枚～1,050枚	200円

1. おつりを含む両替後の合計枚数となります。

2. 両替機でのお取扱い1回あたりの料金となります。

3. 1回あたりのお取引の限度枚数は1,050枚となります。

4. 金種によっては限度枚数までのご両替が出来ない場合があります。

5. 手数料をお支払いいただく際には別途100円硬貨が必要となります。

窓口での両替手数料	
お取扱枚数	手数料
1枚～49枚	無 料
50枚～200枚	110円
201枚～500枚	330円
501枚～1,000枚	550円
1,001枚以上	1,100円 1,000枚ごとに550円追加

1. お取扱枚数をご両替前・ご両替後のいずれか多い方の枚数とさせていただきます。高額な金種にまとめる両替についても手数料をいただきます。

2. 同一金種の新しい紙幣へのご両替、汚損した硬貨のご両替、記念硬貨のご両替はこれまでどおり無料とさせていただきます。

現金によるご預金の払い戻しに際して金種を指定される場合の手数料	
1. お取扱枚数に応じて窓口での両替手数料と同額の手数料をいただきます。	
2. お取扱枚数につきましては「払い戻し枚数から万円券の枚数を除いた枚数」とさせていただきます。	

(注) 手数料の金額には消費税(10%)が含まれています。

※詳しくは窓口にお問い合わせください。

事業の概況

● 事業方針

「田川信用金庫は地域金融機関として広く金融サービスを通じてお客様に信頼され、お役に立てるしんきんとして地域社会の繁栄に貢献する」を経営理念として、地元発展への貢献を第一と心掛け、地域の金融円滑化に全力を挙げて取り組んでまいりました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、お取引先中小企業の事業継続の観点から資金繰り対策に万全を期すため、信用保証協会のセーフティネット保証による支援と併せ、当金庫独自の資金繰り支援策を積極的に全力で推進してまいります。

また、経営の最重要項目であるコンプライアンス(法令等遵守)につきましても引き続き充実・強化に努めてまいります。

● 金融経済環境

令和3年度の地域経済は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響や、ウクライナ危機を背景とした地政学リスクの高まりによる物価高騰の影響などが、景気回復への懸念材料となっています。また、依然として続く人口減少や少子高齢化の流れは、個人消費の低迷、中小企業の人手不足などの構造的問題の要因となっており、今後も、長期的な構造化対応が必要であり、地域経済の先行きの不透明感は続くものと思われます。

● 業 績

令和3年度の業績は、預金積金につきましては、期末残高で698億円(対前期比0.33%増)、期中平均残高で710億円(対前期比1.07%増)となり、貸出金につきましては、期末残高で281億円(対前期比2.14%減)、期中平均残高で281億円(対前期比0.76%増)となりました。

収益面につきましては、業務純益で65百万円を計上、経常利益は140百万円、当期純利益は100百万円を計上いたしました。

なお、この状況での当金庫の自己資本比率は9.59%となっております。

● 事業の展望

地域社会をいかに存続させていくかという大きな課題に直面する中で、地方創生・地域活性化にこれまで以上に積極的に取り組み、それを通じて収益力の向上を図ることも重要であり、各地域のニーズを踏まえた業務の拡大方策に取り組んでいるところであり、地域経済の活性化に貢献し、お客様本位の視点に立ったサービスの提供に努め、地域の皆様が安心・安全に暮らすことの出来る社会作りにも積極的に関わっていくことにこれまで以上に期待されています。当金庫といたしましては、令和4年度事業計画並びに令和3年度からの中期経営計画の諸目標の達成に努力し、地域社会活性化に全力を挙げて取り組んでまいります。

● 信用金庫が対処すべき課題

長引く超低金利政策のもとで、預貸金利差やや有価証券運用益を中心とした利益確保が困難になっていますが、地域社会を持続可能なものとしていくことが求められており、預金・貸金を中心とした従来型の業務にとどまることなく、地域の実情に即した持続可能なビジネスモデルを構築し、地元企業等の成長・発展、再生に向けた支援を一段と強化することで、地域における新たな資金需要の創出につとめるとともに、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた地元企業等に対し、経営状況やライフステージに応じた適切な金融支援に取り組んでいく所存であります。

なお、当金庫は信用金庫法第36条第5項第5号及び同法規則第23条の規程に基づき理事会で決議した「内部管理基本方針」を定め、業務の健全性・適切性の確保に努めております。

理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他金庫の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

一 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. コンプライアンス委員会の開催
2. 各課店に「コンプライアンス責任者・担当者」を配置
3. 内部監査部門による法令等遵守態勢の有効性及び適切性について監査を行い監査結果を常務会及び監事に報告する

二 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 理事の職務の執行に係る情報については、文書(電磁的記録を含む)の整理保管、保存期限及び廃棄ルール等を定めた「文書保存規程」に基づき、適正な保存及び管理を行う

三 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. リスク管理統括委員会の開催
2. リスク管理統括委員会は、リスクの状況を定期的または必要に応じて随時常務会に報告をする。また、特に経営に重大な影響を及ぼす事案については、常務会及び理事会に速やかに報告する

貸借対照表の注記

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 22年～50年
その他 3年～20年
4. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
5. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和2年10月8日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、実施部門から独立した監査部門が査定結果を監査しております。
6. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
7. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」(平成27年3月26日)に定める簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。
また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項(令和3年3月31日現在)	
①年金資産の額	1,732,930 百万円
②年金財政計算上の数理債務の額	
と最低責任準備金の額との合計額	1,817,887 百万円
差引額(①－②)	△84,957 百万円

- (2) 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和3年3月現在)
- 0.0563%
- (注) 掛金拠出額は、事務費掛金を除いています。掛金拠出割合の端数は小数点以下第5位を四捨五入しています。
- (3) 補足説明
- 上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高178,469百万円[及び別途積立金93,511百万円]であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金10百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
8. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
9. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
10. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
11. 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等費用」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものがあります。
為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
12. 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。
13. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものではありません。
14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権及び金銭債務はありません。
15. 有形固定資産の減価償却累計額995百万円
16. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
17. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものと並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 813百万円
危険債権額 126百万円
要管理債権額 ー 百万円
三月以上延滞債権額 ー 百万円

- | | |
|-----------|-----------|
| 貸出条件緩和債権額 | ー 百万円 |
| 小計額 | 940百万円 |
| 正常債権額 | 27,241百万円 |
| 合計額 | 28,181百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
18. 手形割引は、業種別委員会実務指針報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付が替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は155百万円であります。
19. 担保に供している資産は次のとおりであります。
内国為替決済の担保として定期預け金2,180百万円、公金取扱の担保として定期預け金4百万円、借入金 の担保として定期預け金3,647百万円です。
また、その他の資産のうち手形交換所保証金が1百万円であります。
20. 出資1口当たりの純資産額8,294円95銭
21. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
- 当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしています。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
- 当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

- また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理
- 当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など 与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、経営陣を含む融資審議会を開催し、審議・報告を行っております。
さらに、与信管理の状況についても、融資部がチェックしております。
- ② 市場リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理
- 当金庫は、市場リスク管理要領に則って金利の変動リスクを管理しております。
市場リスク管理要領及び資金運用基準において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定された方針に基づき、常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。
- (ii) 為替リスクの管理
- 当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
- (iii) 価格変動リスクの管理
- 有価証券を含む市場運用商品の保有については、市場リスク管理要領に従い行われております。
このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
これらの情報は総務部を通じ、常務会において定期的に報告されております。
- (iv) 市場リスクに係る定量的情報
- 当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。
当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(平成26年金融庁告示第8号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価【または経済価値】の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。
当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を(固定金利群と変動金利群に分けて、)それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。
なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合、対象となる金融商品の時価【または経済価値】は、1,434百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、流動性リスク管理要領に則って、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金及び借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

22. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金(※1)	33,237	33,304	67
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	200	196	△3
その他有価証券	13,334	13,229	△105
(3)貸出金(※1)	28,131		
貸倒引当金(※2)	△641		
	27,490	26,406	△1,083
金融資産計	74,262	73,137	△1,124
(1)預金積金(※1)	69,805	69,817	11
(2)借入金(※1)	3,065	3,067	2
金融負債計	72,870	72,885	14

(※1)預け金、貸出金、預金積金及び借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(※2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については23.から24.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

当金庫の借入金は固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入にて想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(注2)市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)	
区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	10
信金中金普通出資金(※1)	216
その他出資金(※2)	5
合 計	231

(※1)非上場株式及び信金中金普通出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(※2)その他出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和元年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)				
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	14,236	18,500	—	500
有価証券				
満期保有目的の債券	—	100	100	—
その他有価証券のうち満期があるもの	1,808	5,428	1,533	2,270
貸出金(※)	3,619	8,748	8,222	5,639
合 計	19,663	32,777	9,855	8,410

(※)貸出金のうち、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4)借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)				
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超
預金積金(※)	67,673	413	1,489	229
借入金	2,765	65	65	170
合 計	70,438	478	1,554	399

(※)預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

23. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、24.まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)				
	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	外国証券	100	100	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	外国証券	100	96	△3
合 計		200	196	△3

その他有価証券

(単位:百万円)				
	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	46	44	1
	債 券	6,859	6,784	74
	国 債	506	499	6
	地方債	2,259	2,238	21
	社 債	4,092	4,046	46
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	そ の 他	1,103	1,057	45
	小 計	8,009	7,887	122
	株 式	476	542	△65
	債 券	2,813	2,855	△42
	国 債	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	地方債	730	741	△10
	社 債	2,082	2,113	△31
	そ の 他	1,929	2,049	△119
	小 計	5,220	5,447	△227
合 計		13,229	13,334	△105

24. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)			
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	869	59	—
債 券	—	—	—
国 債	—	—	—
地方債	—	—	—
社 債	—	—	—
そ の 他	368	29	—
合 計	1,237	88	—

25. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失と

して処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は6百万円(うち、株式6百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当金庫内規「有価証券会計処理基準」によっております。

26. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は8,143百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが3,895百万円あります。

27. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	9 百万円
貸倒引当金	38
退職給付引当金	53
その他	74
繰延税金資産小計	175
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△100
評価性引当額小計	△100
繰延税金資産合計	74
繰延税金負債	—
繰延税金資産(負債)の純額	74 百万円

28. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産	—百万円
顧客との契約から生じた債権	74百万円
契約負債	—百万円

29. 会計方針の変更

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)(以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更しております。

なお、収益認識会計基準第89項に定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前までに税込方式に従って消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除していません。

企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」(令和元年7月4日)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる影響はございません。

30. 表示方法の変更

信用金庫法施行規則の一部改正(令和2年1月24日内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、信用金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和2年度	令和3年度
経 常 収 益	1,025,011	959,263
資 金 運 用 収 益	802,596	760,862
貸 出 金 利 息	609,319	583,821
預 け 金 利 息	25,716	24,767
有価証券利息配当金	161,093	143,881
そ の 他 の 受 入 利 息	6,468	8,392
役 務 取 引 等 収 益	82,524	74,896
受 入 為 替 手 数 料	44,881	38,881
そ の 他 の 役 務 収 益	37,642	36,014
そ の 他 業 務 収 益	65,597	30,941
外 国 為 替 売 買 益	45	155
国 債 等 債 券 売 却 益	61,962	29,029
そ の 他 の 業 務 収 益	3,589	1,756
そ の 他 経 常 収 益	74,293	92,563
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	10,748	27,360
株 式 等 売 却 益	63,195	59,629
そ の 他 の 経 常 収 益	349	5,572
経 常 費 用	981,570	818,353
資 金 調 達 費 用	17,097	13,787
預 金 利 息	15,487	12,394
給付補填備金繰入額	204	131
借 用 金 利 息	1,127	971
そ の 他 の 支 払 利 息	277	289
役 務 取 引 等 費 用	121,767	115,652
支 払 為 替 手 数 料	13,646	11,074
そ の 他 の 役 務 費 用	108,121	104,577
そ の 他 業 務 費 用	146,582	274
国 債 等 債 券 償 却	146,270	－
そ の 他 の 業 務 費 用	312	274
経 費	692,508	681,231
人 件 費	426,787	432,234
物 件 費	253,833	224,467
税	11,887	24,528
そ の 他 経 常 費 用	3,615	7,408
株 式 等 償 却	－	6,369
そ の 他 資 産 償 却	57	－
そ の 他 の 経 常 費 用	3,557	1,039
経 常 利 益	43,440	140,910
特 別 損 失	701	3,003
固 定 資 産 処 分 損	701	3,003
税 引 前 当 期 純 利 益	42,738	137,907
法人税、住民税及び事業税	2,007	968
法 人 税 等 調 整 額	△ 3,454	35,988
法 人 税 等 合 計	△ 1,446	36,956
当 期 純 利 益	44,185	100,950
繰 越 金 (当 期 首 残 高)	864,902	904,224
当 期 末 処 分 剩 余 金	909,087	1,005,175

損益計算書の注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額299円04銭
- 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、74,896千円であります。
- 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	令和2年度	令和3年度
当期末処分剰余金	909,087,812	1,005,175,096
利益準備金限度超過取崩額	2,030,000	2,782,000
合 計	911,117,812	1,007,957,096

これを下記のとおり処分します。

科 目	令和2年度	令和3年度
剰 余 金 処 分 額	6,893,445	6,700,884
利 益 準 備 金	－	－
普 通 出 資 配 当 金	(年4%)6,893,445	(年4%)6,700,884
繰越金(当期末残高)	904,224,367	1,001,256,212

会計監査人による監査

貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、令和2年度については本田公認会計士事務所 公認会計士 本田征洋氏・福地公認会計士事務所 公認会計士 福地昌能氏、令和3年度については福地公認会計士事務所 公認会計士 福地昌能氏の監査を受けております。

財務諸表の正確性、内部監査の有効性

令和3年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和4年6月21日

田川信用金庫

理 事 長 中 藤 保 弘

主要な業務の状況を示す指標

最近5年間の主要な経営指標の推移

	(単位)	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度
経 常 収 益	(千円)	1,064,893	1,015,491	984,058	1,025,011	959,263
経 常 利 益 (△は経常損失)	(千円)	145,401	107,040	128,286	43,440	140,910
当期純利益(△は当期純損失)	(千円)	126,935	97,417	116,248	44,185	100,950
出 資 総 額	(百万円)	181	180	179	177	174
出 資 総 口 数	(口)	362,936	360,309	358,892	354,832	349,268
純 資 産 額	(百万円)	2,781	2,863	2,646	2,850	2,761
総 資 産 額	(百万円)	67,540	69,005	69,180	75,587	76,069
預 金 積 金 残 高	(百万円)	63,701	65,036	65,544	69,571	69,805
貸 出 金 残 高	(百万円)	31,145	29,407	27,372	28,747	28,131
有 価 証 券 残 高	(百万円)	17,509	15,814	14,719	14,424	13,439
単 体 自 己 資 本 比 率	(%)	8.65	8.90	9.25	9.27	9.59
出資に対する配当金(出資1口当たり)	(円)	20	20	20	20	20
役 員 数	(人)	9	9	8	8	8
う ち 常 勤 役 員 数	(人)	5	5	5	5	5
職 員 数	(人)	84	74	67	68	68
会 員 数	(人)	6,093	6,072	6,018	6,036	5,995

業務粗利益

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度
資 金 運 用 収 支	785,499	747,075
資 金 運 用 収 益	802,596	760,862
資 金 調 達 費 用	17,097	13,787
役 務 取 引 等 収 支	△ 39,243	△ 40,756
役 務 取 引 等 収 益	82,524	74,896
役 務 取 引 等 費 用	121,767	115,652
そ の 他 業 務 収 支	△ 80,985	30,667
そ の 他 業 務 収 益	65,597	30,941
そ の 他 業 務 費 用	146,582	274
業 務 粗 利 益	665,271	736,986
業 務 粗 利 益 率	0.90%	0.96%

(注) 1. 業務粗利益率= $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

- 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

業務純益

(単位:千円)

	令和2年度	令和3年度
業 務 純 益	△ 10,467	65,993
実 質 業 務 純 益	△ 10,467	65,993
コ ア 業 務 純 益	73,840	36,963
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く)	65,219	36,963

- (注) 1. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用収支の内訳

	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
資 金 運 用 勘 定	73,560	76,506	802,596	760,862	1.09	0.99
う ち 貸 出 金	27,952	28,168	609,319	583,821	2.17	2.07
う ち 預 け 金	30,886	34,082	25,716	24,767	0.08	0.07
うち商品有価証券	－	－	－	－	－	－
うち有価証券	14,505	14,039	161,093	143,881	1.11	1.02
資 金 調 達 勘 定	71,232	74,089	17,097	13,787	0.02	0.01
う ち 預 金 積 金	70,276	71,034	15,692	12,526	0.02	0.01
うち譲渡性預金	－	－	－	－	－	－
う ち 借 用 金	901	2,997	1,127	971	0.12	0.03

- (注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和2年度2百万円、令和3年度2百万円)を控除して表示しております。
- 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

受取・支払利息の増減

(単位:千円)

	令和2年度			令和3年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受 取 利 息	8,594	△ 34,494	△ 25,899	4,794	△ 48,452	△ 43,658
う ち 貸 出 金	△ 2,021	△ 31,374	△ 33,395	5,110	△ 30,607	△ 25,497
う ち 預 け 金	15,354	△ 18,678	△ 3,323	4,564	△ 5,513	△ 949
うち商品有価証券	－	－	－	－	－	－
う ち 有 価 証 券	△ 4,738	15,558	10,820	△ 4,880	△ 12,331	△ 17,212
支 払 利 息	△ 747	364	△ 382	△ 160	△ 3,161	△ 3,322
う ち 預 金 積 金	△ 230	－	△ 230	69	△ 3,235	△ 3,165
うち譲渡性預金	－	－	－	－	－	－
う ち 借 用 金	△ 516	364	△ 152	△ 230	74	△ 156

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

利 鞘

(単位:%)

	令和2年度	令和3年度
資 金 運 用 利 回	1.09	0.99
資 金 調 達 原 価 率	0.97	0.92
総 資 金 利 鞘	0.12	0.07

利益率

(単位:%)

	令和2年度	令和3年度
総資産経常利益率	0.05	0.18
総資産当期純利益率	0.05	0.13

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

経費の内訳

(単位:千円)

区 分	令和1年度	令和2年度	令和3年度
人 件 費	429,083	426,787	432,234
報 酬 給 料 手 当	331,411	322,397	337,077
退 職 給 付 費 用	39,995	42,180	38,161
そ の 他	57,676	62,209	56,995
物 件 費	260,296	253,833	224,467
事 務 費	110,318	110,815	108,072
(う ち 旅 費・交 通 費)	(1,126)	(239)	(302)
(う ち 通 信 費)	(7,367)	(7,884)	(7,130)
(う ち 事 務 機 賃 借 料)	(3,501)	(5,970)	(9,500)
(う ち 事 務 委 託 費)	(72,166)	(70,824)	(66,647)
固 定 資 産 費	51,464	47,629	41,085
(うち土地建物賃借料)	(10,399)	(10,395)	(9,399)
(う ち 保 全 管 理 費)	(28,221)	(28,299)	(23,202)
事 業 費	29,514	27,068	21,535
(う ち 広 告 宣 伝 費)	(7,169)	(6,140)	(4,540)
(うち交際費・寄贈費・諸会費)	(11,573)	(9,096)	(7,390)
人 事 厚 生 費	4,873	5,943	4,999
減 価 償 却 費	42,693	41,073	27,378
そ の 他	21,432	21,303	21,396
税 金	11,006	11,887	24,528
合 計	700,386	692,508	681,231

預金に関する指標

預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
流 動 性 預 金	32,947	35,375
う ち 有 利 息 預 金	25,427	27,851
定 期 性 預 金	37,173	35,499
うち固定金利定期預金	35,574	33,974
うち変動金利定期預金	1	0
そ の 他	155	160
計	70,276	71,034
譲 渡 性 預 金	－	－
合 計	70,276	71,034

(注)
1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

定期預金残高

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
定 期 預 金	34,154	33,284
固 定 金 利 定 期 預 金	33,933	33,082
変 動 金 利 定 期 預 金	0	0
そ の 他	220	201

貸出金等に関する指標

貸出金平均残高

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
割 引 手 形	159	126
手 形 貸 付	803	918
証 書 貸 付	25,905	26,132
当 座 貸 越	1,084	991
合 計	27,952	28,168

(注)国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

貸出金残高

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
貸 出 金	28,747	28,131
うち変動金利	9,090	8,204
うち固定金利	19,657	19,927

貸出金使途別残高

(単位:百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設 備 資 金	11,216	54.84%	10,150	50.84%
運 転 資 金	9,235	45.16%	9,814	49.16%
合 計	20,451	100.0%	19,964	100.0%

貸出金業種別内訳

(単位:百万円)

業種区分	令和2年度			令和3年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	37	1,050	3.6%	35	1,051	3.7%
農業、林業	4	9	0.0%	4	9	0.0%
漁業	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－
建設業	138	2,410	8.3%	143	2,344	8.3%
電気・ガス・熱供給・水道業	3	59	0.2%	3	53	0.1%
情報通信業	－	－	－	－	－	－
運輸業、郵便業	16	479	1.6%	18	457	1.6%
卸売業、小売業	100	1,694	5.8%	97	1,654	5.8%
金融業、保険業	15	3,316	11.5%	14	3,803	13.5%
不動産業	73	4,560	15.8%	64	3,996	14.2%
物品賃貸業	1	10	0.0%	1	10	0.0%
学術研究、専門・技術サービス業	5	51	0.1%	5	45	0.1%
宿泊業	5	160	0.5%	4	173	0.6%
飲食業	62	848	2.9%	64	776	2.7%
生活関連サービス業、娯楽業	37	1,292	4.4%	38	1,077	3.8%
教育、学習支援業	2	16	0.0%	2	16	0.0%
医療、福祉	49	2,439	8.4%	41	2,378	8.4%
その他のサービス	112	1,971	6.8%	121	1,875	6.6%
小計	659	20,371	70.8%	654	19,724	70.1%
地方公共団体	9	1,251	4.3%	8	1,208	4.2%
個人(住宅・消費・納税資金等)	3,182	7,124	24.7%	3,039	7,198	25.5%
合計	3,850	28,747	100.0%	3,701	28,131	100.0%

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
当金庫預金積金	943	919
有価証券	16	113
動産	－	－
不動産	8,657	7,831
その他	－	－
計	9,618	8,864
信用保証協会・信用保険	5,946	5,824
保証	3,915	3,898
信用	9,267	9,544
合計	28,747	28,131

貸出金償却

(単位:千円)

令和2年度	－
令和3年度	－

預貸率

(単位:%)

	令和2年度	令和3年度
期末預貸率	41.32	40.30
期中平均預貸率	39.77	39.65

(注) 1. 預貸率= $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
当金庫預金積金	－	－
有価証券	－	－
動産	－	－
不動産	19	16
その他	－	－
計	19	16
信用保証協会・信用保険	－	－
保証	－	－
信用	12	5
合計	32	21



信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円)

区分	令和2年度	令和3年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,062	813
危険債権	131	126
要管理債権	4	0
三月以上延滞債権	0	0
貸出条件緩和債権	4	0
小計(A)	1,198	940
保全額(B)	1,193	940
個別貸倒引当金(C)	844	635
一般貸倒引当金(D)	0	0
担保・保証等(E)	349	304
保全率(B)/(A)(%)	99.62	100
引当率((C)+(D))/((A)-(E)) (%)	99.47	100
正常債権(F)	27,614	27,241
総与信残高(A)+(F)	28,813	28,181

- (注)
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 - 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
 - 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
 - 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
 - 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
 - 「個別貸倒引当金」(C)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
 - 「一般貸倒引当金」(D)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。
 - 「担保・保証等」(E)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 - 「正常債権」(F)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
 - 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未收利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

有価証券に関する指標

商品有価証券平均残高

該当ございません。

有価証券平均残高

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
国債	740	499
地方債	2,785	3,007
社債	6,781	6,616
株式	526	582
外国証券	1,998	1,726
その他の証券	1,673	1,606
合計	14,505	14,039

有価証券の残存期間別残高

(単位:百万円)

令和2年度	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	－	306	204	－	－	－	－	511
地方債	176	757	1,286	122	183	469	－	2,996
社債	1,528	1,495	1,913	671	520	701	－	6,830
株式	－	－	－	－	－	－	495	495
外国証券	100	400	402	204	199	680	－	1,998
その他の証券	－	－	－	－	－	－	1,601	1,601

令和3年度	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	－	506	－	－	－	－	－	506
地方債	686	681	770	140	211	499	－	2,990
社債	1,063	1,502	1,251	364	697	1,295	－	6,175
株式	－	－	－	－	－	－	533	533
外国証券	99	700	198	98	195	279	－	1,573
その他の証券	－	－	－	－	－	－	1,659	1,659

預証率

(単位:%)

	令和2年度	令和3年度
期末預証率	20.73	19.25
期中平均預証率	20.64	19.76

- (注) 1. 預証率= $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

有価証券の時価情報

①売買目的有価証券
該当ございません。

②満期保有目的の債券

	種 類	令和2年度			令和3年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	外国証券	100	100	0	100	100	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	外国証券	200	195	△ 4	100	96	△ 3
合 計		300	295	△ 4	200	196	△ 3

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

③その他有価証券

	種 類	令和2年度			令和3年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	134	130	4	46	44	1
	債 券	9,014	8,888	126	6,859	6,784	74
	国 債	511	499	11	506	499	6
	地方債	2,504	2,463	41	2,259	2,238	21
	社 債	5,999	5,925	73	4,092	4,046	46
	そ の 他	2,258	2,188	69	1,103	1,057	45
	小 計	11,408	11,207	200	8,009	7,887	122
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	350	380	△ 30	476	542	△ 65
	債 券	1,323	1,352	△ 28	2,813	2,855	△ 42
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地方債	492	495	△ 2	730	741	△ 10
	社 債	831	857	△ 26	2,082	2,113	△ 31
	そ の 他	1,031	1,070	△ 38	1,929	2,049	△ 119
	小 計	2,705	2,803	△ 97	5,220	5,447	△ 227
合 計		14,114	14,011	102	13,229	13,334	△ 105

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

④子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの
該当ございません。

⑤市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	10	10
信 金 中 金 出 資 金	216	216
そ の 他 出 資 金	5	5
合 計	231	231

金銭の信託

該当ございません。

信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引(デリバティブ取引)

該当ございません。

報酬体系について

①対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

(2) 令和3年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 (単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	69

(注) 1. 対象役員に該当する理事は5名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」59百万円、「退職慰労金」9百万円となっております。
なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第6号並びに第3条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

②対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。
なお、令和3年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
なお、令和3年度においては、該当する会社はありませんでした。
3. 「同等額」は、令和3年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
4. 令和3年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

【「自己資本の充実の状況」(自己資本比率規制の第3の柱)】

①自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)		
項	目	
令和2年度	令和3年度	
コア資本に係る基礎項目（１）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	2,769	2,859
うち、出資金及び資本剰余金の額	177	174
うち、利益剰余金の額	2,606	2,700
うち、外部流出予定額(△)	6	6
うち、上記以外に該当するものの額	△7	△8
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	7	6
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	7	6
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	2,776	2,866
コア資本に係る調整項目（２）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	0	0
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	0	0
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	21	2
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	－	－
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る10%基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
特定項目に係る15%基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	22	3
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	2,754	2,862
リスク・アセット等（３）		
信用リスク・アセットの額の合計額	28,046	28,235
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△150	△150
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△150	△150
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,653	1,594
信用リスク・アセット調整額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	29,700	29,830
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	9.27%	9.59%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

②定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)				
	令和2年度		令和3年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	28,046	1,121	28,235	1,129
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	27,560	1,102	27,421	1,096
現 金	－	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	50	2	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	－	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	20	0	10	0
我が国の政府関係機関向け	246	9	235	9
地方三公社向け	－	－	－	－
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	6,874	274	7,281	291
法人等向け	9,771	390	9,514	380
中小企業等向け及び個人向け	3,709	148	3,551	142
抵当権付住宅ローン	528	21	514	20
不動産取得等事業向け	932	37	616	24
3月以上延滞等	184	7	323	12
取立未済手形	1	0	1	0
信用保証協会等による保証付	327	13	325	13
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－
出 資 等	1,036	41	1,366	54
出資等のエクスポージャー	1,036	41	1,366	54
重要な出資のエクスポージャー	－	－	－	－
上 記 以 外	3,877	155	3,681	147
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	250	10	250	10
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	216	8	216	8
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	190	7	130	5
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	－	－	－	－
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	－	－	－	－
上記以外のエクスポージャー	3,220	128	3,084	123
②証券化エクスポージャー	－	－	－	－
証券化	STC要件適用分	－	－	－
	非STC要件適用分	－	－	－
再証券化	－	－	－	－
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	352	14	316	12
ルック・スルー方式	352	14	316	12
マンドート方式	－	－	－	－
蓋然性方式（250%）	－	－	－	－
蓋然性方式（400%）	－	－	－	－
フォールバック方式（1250%）	－	－	－	－
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	－	－	－	－
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 150	△ 6	△ 150	△ 6
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	31	1	16	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	－	－	－	－
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,653	66	1,594	63
ハ. 単体総所要自己資本額(イ ＋ ロ)	29,700	1,188	29,830	1,193

(注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4％
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法＞	粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×1.5％ 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数
-------------------------------	--

5. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4％

(2) 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高<地域別・業種別・残存期間別>

(単位:百万円)

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分		信用リスクエクスポージャー期末残高									
				貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引		3月以上延滞エクスポージャー	
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
国	内	72,693	73,728	28,794	28,168	10,454	9,853	－	－	1,069	935
国	外	1,804	1,402	－	－	1,804	1,402	－	－	－	－
地 域 別 合 計		74,497	75,130	28,794	28,168	12,258	11,255	－	－	1,069	935
製 造 業		2,426	2,746	1,050	1,051	1,101	1,302	－	－	223	176
農 業 、 林 業		9	9	9	9	－	－	－	－	－	－
漁 業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建 設 業		2,510	2,455	2,410	2,344	100	100	－	－	131	120
電気・ガス・熱供給・水道業		781	875	59	53	701	801	－	－	－	－
情 報 通 信 業		453	524	－	－	401	501	－	－	－	－
運 輸 業、郵 便 業		2,221	1,698	479	457	1,701	1,191	－	－	39	31
卸 売 業、小 売 業		2,434	2,386	1,694	1,654	701	700	－	－	388	377
金 融 業、保 険 業		38,556	40,043	3,316	3,803	3,535	2,719	－	－	－	－
不 動 産 業		5,326	5,009	4,560	3,996	254	254	－	－	220	166
物 品 賃 貸 業		11	11	10	10	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業		51	45	51	45	－	－	－	－	－	－
宿 泊 業		160	173	160	173	－	－	－	－	－	－
飲 食 業		848	776	848	776	－	－	－	－	－	－
生活関連サービス業、娯楽業		1,292	1,177	1,292	1,077	－	100	－	－	4	4
教 育、学 習 支 援 業		16	16	16	16	－	－	－	－	－	－
医 療 、 福 祉		2,439	2,378	2,439	2,378	－	－	－	－	－	－
そ の 他 の サ ー ビ ス		2,088	1,891	1,971	1,875	100	－	－	－	19	18
国・地方公共団体等		4,912	4,791	1,251	1,208	3,661	3,583	－	－	－	－
個 人		7,124	7,198	7,124	7,198	－	－	－	－	43	41
そ の 他		840	929	47	36	－	－	－	－	－	－
業 種 別 合 計		74,497	75,130	28,794	28,168	12,258	11,255	－	－	1,069	935
1 年 以 下		10,110	10,710	3,567	3,619	1,799	1,846	－	－		
1 年 超 3 年 以 下		24,430	26,941	4,475	5,059	2,954	3,381	－	－		
3 年 超 5 年 以 下		8,080	5,889	4,334	3,688	3,745	2,200	－	－		
5 年 超 7 年 以 下		5,022	5,175	4,033	4,569	988	606	－	－		
7 年 超 1 0 年 以 下		5,174	4,765	4,275	3,652	898	1,112	－	－		
1 0 年 超		8,327	8,246	5,955	5,639	1,871	2,107	－	－		
期間の定めのないもの		13,352	13,401	2,151	1,938	－	－	－	－		
残 存 期 間 別 合 計		74,497	75,130	28,794	28,168	12,258	11,255	－	－		

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「3月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)						
		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	令和2年度	8	7	—	8	7
	令和3年度	7	6	—	7	6
個 別 貸 倒 引 当 金	令和2年度	857	848	—	857	848
	令和3年度	848	639	183	665	639
合 計	令和2年度	866	856	—	866	856
	令和3年度	856	645	183	672	645

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
製 造 業	183	181	181	156	－	－	183	181	181	156	－	－
農 業 、 林 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
漁 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建 設 業	95	96	96	96	－	－	95	96	96	96	－	－
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
情 報 通 信 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
運 輸 業 、 郵 便 業	14	12	12	12	－	－	14	12	12	12	－	－
卸 売 業 、 小 売 業	338	334	334	326	－	4	338	330	334	326	－	－
金 融 業 、 保 険 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
不 動 産 業	195	195	195	20	－	175	195	20	195	20	－	－
物 品 賃 貸 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
宿 泊 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
飲 食 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
生活関連サービス業、娯楽業	4	4	4	4	－	－	4	4	4	4	－	－
教育、学 習 支 援 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
医 療 、 福 祉	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
そ の 他 の サ ー ビ ス	8	7	7	6	－	－	8	7	7	6	－	－
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個 人	17	16	16	15	－	4	17	12	16	15	－	－
合 計	857	848	848	635	－	183	857	665	848	635	－	－

- (注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告 示 で 定 め る リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和2年度		令和3年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0	－	10,804	－	10,031
10	－	3,313	－	3,050
20	1,301	34,129	1,401	36,167
35	－	1,528	－	1,486
50	1,803	2,746	2,304	2,557
75	－	3,739	－	3,477
100	755	14,155	555	13,741
150	－	43	－	204
250	－	176	－	152
1,250	－	－	－	－
合 計	74,497		75,130	

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVA リスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	943	919	4,349	3,432	－	－

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ございません。

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ございません。

(6) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区 分	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	696	696	846	846
非 上 場 株 式 等	231	231	231	231
合 計	927	927	1,078	1,088

(注) 投資信託等の裏付資産のうち「出資等エクスポージャー」に該当するものは、一括して上場株式等に含めています。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
売 却 益	125	88
売 却 損	－	－
償 却	－	△6

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
評 価 損 益	74	△ 105

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
評 価 損 益	△ 4	△ 3

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	1,058	901
マンドート方式を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	－	－
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	－	－

(8) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,434	1,469	145	128
2	下方パラレルシフト	0	0	△ 109	△ 92
3	スティープ化	969	995		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	1,434	1,469	145	128
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	2,862		2,754	

(注) 金利リスクの算定方法の概要は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

開示項目一覧

このディスクロージャー誌は、信用金庫法第89条で準用する銀行法第21条に基づいて作成しております。
なお、当金庫独自の項目も掲載しております。

● 概要・組織・運営	
経営理念	5
経営方針	5
役員一覧	5
主要な事業内容	5
組織	6
法令等遵守の体制	6
リスク管理の体制	7
個人情報の保護	7
金融ADR制度への対応	8－9
総代会	10－11
報酬体系について	36
店舗一覧	45
自動機器設置状況	46

● 経理・経営内容	
事業の概況	20－21
貸借対照表	22－26
損益計算書	27
剰余金処分計算書	27
会計監査人による監査	27
財務諸表の正確性、内部監査の有効性	27
最近5年間の主要な経営指標の推移	28
業務粗利益	28
業務純益	28
資金運用収支の内訳	28
受取・支払利息の増減	29
利鞘	29
利益率	29
経費の内訳	29
貸出金償却	32
預貸率	32
信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び 金融再生法開示債権の保全・引当状況	33
預証率	34
有価証券の時価情報	35
金銭の信託	36
デリバティブ取引	36

● 資金調達	
預金積金及び譲渡性預金平均残高	30
定期預金残高	30

● 資金運用	
貸出金平均残高	30
貸出金残高	30
貸出金使途別残高	30
貸出金業種別内訳	31
貸出金の担保別内訳	32
債務保証見返の担保別内訳	32
商品有価証券平均残高	34
有価証券平均残高	34
有価証券の残存期間別残高	34

● 自己資本の充実の状況	
自己資本の構成に関する開示事項	37
定量的な開示事項	38－42
定性的な開示事項	43

● その他業務	
手数料一覧	19

● その他	
地域貢献ディスクロージャー	3－4
信金中央金庫と信用金庫	12
クローバーしんきんグループ	13
トピックス	14－16
営業のご案内	17
サービスのご案内	18
店舗案内・歩み	45－46

③定性的な開示事項

当金庫の自己資本の充実の状況について

1. 自己資本調達手段の概要	
当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。 なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。 普通出資 ①発行主体：田川信用金庫 ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：174百万円	
2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	
当金庫は、これまで、内部留保による資本の横上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の横上げを第一義的な施策として考えております。	

3. 信用リスクに関する項目	
(1) リスク管理の方針及び手続の概要 信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。当金庫では信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「信用リスク管理要領」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。 信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスクの分散の他、与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口と信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。そして、信用リスクの計量化に向け、現在、インフラ整備も含めた準備を進めております。 個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門を互に分離し、相互に牽制が働く体制としています。さらに、「融資審議会開催要領」に基づく審査の合議制や「貸出金関係権限委譲規程」に従って厳正な運営管理を実施しております。 貸倒引当金は、「資産査定基準」及び「償却引当規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先ともに、優良担保を除いた未保全額に対して算出しております。 なお、それぞれの結果については会計監査人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。	
(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関 リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。 なお、エクスボージャーの種類のごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。 ・(株)格付投資情報センター(R&I) ・(株)日本格付研究所(JCR) ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's) ・S&Pグローバル・レーティング(S&P)	

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	
信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいいます。当金庫は、リスク管理の観点から、融資の取上げに際し、信用リスクを軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。 また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。 パーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続きについては、当金庫が定める「融資業務取扱規程」や「不動産担保評価基準」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。 一方、当金庫が扱う主要な保証には、独立行政法人住宅金融支援機構や一般社団法人しんきん保証基金等があります。 また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「融資業務取扱規程」や各種約定書等に基づき、適切な取扱いに努めております。 なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスボージャーの種類に偏ることなく分散されております。	

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	
当金庫は、派生商品取引及び長期決済期間取引を行っておりません。	

6. 証券化エクスボージャーに関する事項	
当金庫は、証券化取引を行っておりません。	

7. オペレーショナル・リスクに関する事項	
(1) リスク管理の方針及び手続の概要 当金庫では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス・人・システムが適切であることもしくは機能しないこと、又は外生的事象が生起することから当金庫に生じる損失にかかるリスク」と定義しています。当金庫はオペレーショナル・リスクについて、	

8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスボージャー又は株式等エクスボージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	
銀行勘定における出資等又は株式エクスボージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資が該当します。 そのうち、上場株式、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価並びに時価が20%及び30%下落した場合の損失によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫が抱える市場リスクの状況や損失限度枠の遵守状況を経営陣に報告するなど、適切なリスク管理に努めています。 一方、非上場株式、その他の出資金等に関しては、当金庫が定める「資金運用基準」等に基づいた適正な運用・管理を行っています。また、リスクの状況は、財務諸表や事業報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。 なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。	

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項	
(1) リスク管理の方針及び手続の概要 金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。 金利リスクの計測については、金利変動による経済価値変化の指標である△EVE、及び期間損益変化の指標である△NIIの計測や、一定の金利ショックを想定した場合の金利リスク(VaR(バリュー・アット・リスク)・BPV(ベシス・ポイント・バリュー))の計測などを月次で行い、リスク管理統括委員会で協議検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。	
(2) 金利リスクの算定手法の概要	
1. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項	
①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期 1.25年	
②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 5年	
③流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等)及びその前提 金庫庁が定める保守的な前提を採用しています。	
④固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提 金庫庁が定める保守的な前提を採用しています。	
⑤複数の通貨の集計方法及びその前提 通貨別に算出した金利リスクの正值のみ合算し、通貨間の相関は考慮していません。	
⑥スプレッドに関する前提 リスクフリーレート金利の金利ショック幅と割引金利の金利ショック幅を同一と見なしており、割引金利の相関やスプレッドは考慮しておりません。	
⑦内部モデルの仕様等、△EVE及び△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提 該当事項はありません。	
⑧前事業年度末からの変動に関する説明 △EVEについては、貸出金、有価証券の残高減少を主因として前年同期比35百万円減少し、1,434百万円となりました。	
⑨集計値の解釈や重要性に関するその他の説明 当庫の△EVEについては、上方パラレルシフトの△EVEが最大値となります。	
2. 銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量開示の対象となる△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項 銀行勘定の金利リスクについては、△EVE及び△NIIに加え、VaR、BPVを計測しております。 VaRについては、預貸金・債権等の業務別に、信頼区間99%、観測期間1年保有期間6か月の分散共分散法により計測しております。 BPVについては、金利が100BPV(1%)上昇時の現在価値の変動の大きさと方向を表しており、有価証券について計測しております。	



本店 (ATM・両替機・貸金庫)
〒825-0002
福岡県田川市大字伊田3557番地8
TEL (代表) 0947-42-4040
FAX (本部) 0947-44-8885
FAX (本店) 0947-44-8858



金田支店 (ATM・両替機)
〒822-1201
福岡県田川郡福智町金田1131番地の1
TEL 0947-22-0510 (代)
FAX 0947-47-3010



香春支店 (ATM・両替機)
〒822-1403
福岡県田川郡香春町大字高野484番地4
TEL 0947-32-2413 (代)
FAX 0947-47-2030



東支店 (ATM・両替機)
〒825-0012
福岡県田川市日の出町7番22号
TEL 0947-42-6110 (代)
FAX 0947-47-1117



西支店 (ATM・両替機)
〒826-0023
福岡県田川市上本町2番28号
TEL 0947-42-8125 (代)
FAX 0947-47-1118



添田支店 (ATM・両替機)
〒824-0601
福岡県田川郡添田町大字庄216番地
TEL 0947-82-4141 (代)
FAX 0947-47-7010



赤池支店 (ATM・両替機)
〒822-1101
福岡県田川郡福智町赤池968番地
TEL 0947-28-5151 (代)
FAX 0947-47-5020



行橋支店 (ATM・両替機)
〒824-0031
福岡県行橋市西宮市4丁目1番17号
TEL 0930-24-6777 (代)
FAX 0930-26-1428



方城支店 (ATM・両替機)
〒822-1201
福岡県田川郡福智町金田1131番地の1
TEL 0947-22-1933 (代)
FAX 0947-47-3011



店舗外現金自動設備

サンリブ田川出張所
福岡県田川市大字川宮1674番地7
田川市役所出張所 (共同)
福岡県田川市中央町1-1
田川市立病院出張所 (共同)
福岡県田川市大字橋1700番地2

金庫の歩み

- 昭和23年 田川市伊田信用組合として発足
- 昭和27年 信用金庫法に基づく組織変更により「田川市伊田信用金庫」となる
- 昭和48年 「田川信用金庫」に名称変更
- 昭和29年 金田支店開設
- 昭和37年 香春出張所開設(昭和41年支店に昇格)
- 昭和48年 西支店開設
- 香春支店新築移転(現在地へ)
- 昭和51年 添田支店開設
- 昭和53年 赤池支店開設
- 昭和55年 新本店開設(旧本店を東支店に名称変更)
- 行橋支店開設
- 昭和56年 川崎支店開設
- 平成1年 方城支店開設
- 平成8年 金田支店新築
- 赤池支店増改築
- 平成9年 田川市役所に共同ATM設置
- 田川市立病院に共同ATM設置
- 平成10年 サンリブ田川に店外ATM設置
- 添田支店新築

営業地区
福岡県全域

地域に根をはり、未来に広がる
安心と信頼のネットワーク。

